

学校給食費請求事件の判決について

市が原告となった訴訟について、下記のとおり判決がありましたので報告します。

記

- 1 日 付 令和5年11月1日
- 2 事 件 名 学校給食費請求事件
- 3 主 文
 - (1) 当庁令和5年(ロ)第683号事件の仮執行宣言付支払督促を認可する。
 - (2) 督促異議申立て後の訴訟費用は被告の負担とする。